特集2

所得税、市民税・県民税の申告はお早めに

問▶刈谷税務署（☎〈21〉6211）
市市民税課（☎〈71〉2214）

申告するには

■次の場合は申告を（主な例）

昨年1月1日～12月31日に次の①～⑥に該当する所得があった、または⑦に該当する場合は申告が必要です。

①営業、農業、不動産等の所得
②2カ所以上からの給与
③生命保険契約等に基づく満期及び解約等による所得
④所得税の源泉徴収がされていない賃金
⑤土地、建物等の譲渡所得
⑥公的年金等（遺族年金や障害者年金を除く）による所得があり、社会保険料等の控除を受ける
※収入が400万円以下で、かつ公的年金以外の所得が20万円以下の人は、確定申告は不要です。ただし、源泉徴収制度の対象となっていない年金（外国年金等）を受給している人は申告が必要です。
⑦確定申告により所得税及び復興特別所得税が還付される

■申告書の発送

昨年の状況に基づき、1月下旬に市民税・県民税申告書を市役所から、確定申告書を税務署から送付する予定です。ただし、昨年パソコン等を利用して確定申告した人には送付されない場合があります。

なお、申告書等は刈谷税務署以外に、市市民税課・各支所・出張所にも用意しています。市の施設にある申告書類は数に限りがあります。

■申告に必要なもの（主な例）

書類はいずれも原本が必要。

①源泉徴収票等、収入金額がわかるもの（必要に応じ、配偶者のもの）
②生命保険料、地震保険料、損害保険料等の控除証明書
③社会保険料の支払明細書または領収書
※国民健康保険税・介護・後期高齢者医療保険料の支払明細書は、市から該当者へ1月27日㈬に発送します。年金引き落としの人は、源泉徴収票に金額が記載されています。国民年金保険料については、刈谷年金事務所にて、控除証明書の交付を受けてください。
④医療費の領収書
※事前に領収書の合計額と保険等による補てん額が分かるようにしておいてください。
⑤認め印
⑥申告者名義の口座（金融機関名・支店名・口座番号）が分かるもの（通帳等）

申告会場

いずれの会場も混雑が予想されます。時間に余裕をもってお越しください。駐車場には限りがありますので、公共交通機関等で来場してください。

■刈谷税務署での申告

●開設期間　2月15日㈪～3月15日㈫午前9時～午後5時（㈯㈰は除く。ただし、2月21日㈰・28日㈰は開設）
※午後4時までに受け付けにお越しください。

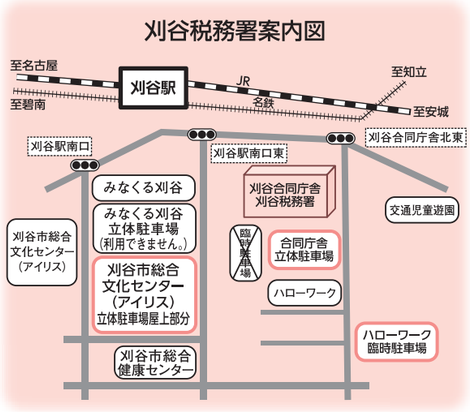

※赤枠の駐車場が利用できます。

●場所　右下案内図のとおり
※ハローワーク西側の臨時駐車場は利用できなくなりました。
●その他　還付申告書は開設期間前でも提出できます

■市役所・市内3会場での申告

●開催日／会場／対象地区　左表のとおり

開催日	会場	対象地区（町名の目安）
2月2日㈫	南部公民館	石井・和泉
2月3日㈬		東端・根崎・城ヶ入
2月4日㈭	桜井福祉センター	堀内・川島・村高・桜井
2月5日㈮		東・姫小川・小川・野寺・寺領・木戸・藤井
2月9日㈫	北部公民館	里・橋目・柿碕・尾崎
2月10日㈬		宇頭茶屋・浜屋・東栄・今本
2月16日㈫～3月15日㈫（㈯㈰を除く）	市役所 大会議室（本庁舎3階）	市内全域

※受付時間はいずれも午前9時～午後4時。
※混雑緩和のため対象地区を設けています。対象地区以外も受付可。
※市役所の2月16日㈫～29日㈪は、市職員のほかに税理士も申告相談に応じます。
※市役所会場でエレベーターを使用する場合は北庁舎玄関からお入りください。

■申告書の提出

記入した申告書は、各会場へ持参、または郵送で提出できます。市民税・県民税申告書は市役所、確定申告書は刈谷税務署へ提出してください。

確定申告書は、1枚目のみを提出し、控え（2枚目）は必ず手元に残してください。市役所及び市内3会場では、控えに収受印を押すことができません。収受印が必要な場合は、刈谷税務署へ返信用封筒を同封して郵送するか、持参してください。

■次の申告相談は刈谷税務署へ

①平成26年分以前の所得税の申告相談
②営業・農業・不動産所得の申告
③土地・建物・株式等の譲渡所得の申告
④申告分離課税を選択する上場株式等の配当所得、先物取引による雑所得の申告
⑤相続・贈与等に係る生命保険契約等に基づく年金の申告
⑥贈与税・相続税・消費税の申告
⑦住宅借入金等特別控除の初回申告
⑧住宅耐震（特定）改修、認定長期優良住宅等に係る特別控除の申告

■インターネットによる申告

国税庁ウェブサイト内「確定申告書等作成コーナー」で、確定申告書の作成ができます。インターネットが使用できる環境があれば、自宅で申告書が作成できますので、ぜひご活用ください。

市役所会場に確定申告書パソコン作成コーナー（パソコン2台）を設置しますので、自分でパソコンを用いて申告書を作成することもできます

■ふるさと納税ワンストップ特例制度

ワンストップ特例の適用を申請している人で次のいずれかに該当する場合は、すべてのふるさと納税にかかる寄附金を含めて確定申告または市民税・県民税申告をする必要があります。

①平成27年3月31日以前にふるさと納税をした
②平成27年分の確定申告、市民税・県民税申告をする
③ふるさと納税先が6団体以上

■寄附金税額控除

条例で市の指定を受けたNPO法人に寄附をした場合、申告により市民税の税額控除を受けることができます。

寄附金受領証明書を添えて、市民税・県民税申告書または寄附金税額控除申告書を提出してください。

控除の申告忘れていませんか

■要介護認定がある人の控除

①障害者控除対象者認定書
身体障害者手帳等の交付を受けていなくても、この認定書で障害者控除を受けることができる場合があります。
②おむつ代の医療費控除の確認書
市発行の確認書で、医師発行のおむつ使用証明書にかえることができる場合があります。

●対象　要介護認定1～5の人
①⬇65歳以上の人　②⬇寝たきり状態で、昨年も同様の申告をした人
●申し込み　介護保険被保険者証を持って高齢福祉課（☎〈71〉2223）へ
※認定書・確認書は、申し込み後1週間程度で送付します。